

令和8年度東京都協定締結医療機関施設・設備整備事業について

1 概要

協定締結医療機関における新興感染症への対応力を強化し、新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、協定内容に応じて必要な施設(病室等、個人防護具保管施設)・設備(簡易陰圧装置、PCR検査装置等)の整備費用を補助するもの。

2 補助内容

(1) 施設整備

区 分	種 目	基 準 額	補助率
「病床確保」に係る協定を締結する病院 (感染症法第36条の2第1項第1号)	病室の感染対策に係る整備 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)	1室当たり 29,420千円	2/3
	病棟等の感染対策に係る整備 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	10/10
	個人防護具保管施設の整備 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	10/10
「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所 (感染症法第36条の2第1項第2号)	個人防護具保管施設の整備 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	10/10
「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 (感染症法第36条の2第1項第3号)			

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積 (基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。) から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 法人又は個人事業主が土地・建物を所有していること (賃貸物件は補助対象外)
- 4 根抵当権がついている場合は、補助対象外
- 5 協定締結内容を踏まえた申請とすること。

(2) 設備整備

区 分	種 目	基 準 額	補助率
「 病床確保 」に係る協定を締結する病院 (感染症法第36条の2第1項第1号)	簡易陰圧装置	1 病床当たり 4,320千円	10/10
	検査機器 (※ 本体購入費のみ) (PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置) (※ 本体購入費のみ)	1 台当たり 9,350千円 (1 施設 1 台のみ)	
	簡易ベッド	1 台当たり 51,400円	
「 発熱外来 」に係る協定を締結する病院、診療所 (感染症法第36条の2第1項第2号)	検査機器 (PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置) (※ 本体購入費のみ)	1 台当たり 9,350千円 (1 施設 1 台のみ)	10/10
	簡易ベッド	1 台当たり 51,400円	
	H E P A フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	1 施設当たり 905,000円	

3 補助条件

東京都協定締結医療機関施設・設備整備費補助金交付要綱 第 11 の定めによる。

4 補助金申請等手続

本事業に係る補助金は、補助金申請システム「J グランツ」による（書面等では行わない。）。

5 契約手続等

本補助を受けるに当たり、東京都の契約手続（入札や競争見積り）に準拠して行うこととなるので注意すること。

また、本契約に先立ち事前に都の審査を経て承認を受けること。

6 スケジュール（予定）

- (1) 事業計画 令和 8 年 4 月 22 日締切
- (2) 内示 令和 8 年 8 月初旬
- (3) 交付申請 令和 8 年 8 月頃（原則として内示額で申請すること。）
- (4) 契約前事前審査 令和 8 年 8 ～ 9 月頃（都の採択通知後に本契約に進むこと。）
- (5) 交付決定 令和 8 年 11 月頃
- (6) 実績報告 令和 8 年 11 ～ 1 月頃（交付決定額ではなく、実際の支払済額を報告）
- (7) 額の確定・支払 令和 9 年 1 ～ 3 月頃（上記(6)の実績に基づく確定払）

※ 国の都合等により変更となる場合あり。

※ 本事業に係る工事又は買入は、原則として令和 8 年 12 月 31 日までに支払処理を済ませること。

7 担当

東京都保健医療局感染症対策部医療体制整備課医療体制担当

(電話番号) (03)5320-4543 (直通)